川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和　８　年１０月２２日

川崎市長　福　田　紀　彦

川崎市条例第４３号

川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例

川崎市スポーツセンター条例（昭和６０年川崎市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

別表の１施設専用利用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

１　施設専用利用料

種別				金額				
				午　前	午後１	午後２	夜　間	全　日
				9時～12時	0時10分～3時10分	3時20分～6時20分	6時30分～9時30分	9時～9時30分
	入場料を徴収しない場合	全面利用	幸 高津 宮前 多摩 麻生	8,370円	9,970円	11,170円	12,770円	37,790円
			幸					

大体育室		半面利用	高津 宮前 多摩 麻生	4,180円	4,980円	5,580円	6,380円	18,890円
	入場料を徴収する場合		幸 高津 宮前 多摩 麻生	25,140円	30,070円	33,670円	38,320円	113,660円
小体育室			幸 高津	4,650円	5,450円	6,110円	6,910円	20,750円
			宮前 麻生	3,320円	3,850円	4,380円	5,040円	15,030円
			多摩	1,180円	1,460円	1,720円	1,990円	5,850円
第１武道室			高津 多摩 麻生	1,180円	1,460円	1,720円	1,990円	5,850円
第２武道室			高津 多摩 麻生	1,180円	1,460円	1,720円	1,990円	5,850円

研修室	高津 多摩 麻生	2,120円	2,120円	2,250円	2,790円	8,380円
第１研修室	幸	1,460円	1,590円	1,850円	2,120円	6,510円
	宮前	2,120円	2,120円	2,250円	2,790円	8,380円
第２研修室	幸	1,050円	1,180円	1,330円	1,850円	5,040円
	宮前	2,120円	2,120円	2,250円	2,790円	8,380円
第３研修室	幸	1,460円	1,590円	1,850円	2,120円	6,510円
軽運動室	幸	1,460円	1,590円	1,850円	2,120円	6,510円

種　　別		単　　位	金　　額
温水プール	多摩	１コース１回２時間まで	3,990円
アーチェリー 練習場	多摩	１回２時間まで	1,180円
野球場	多摩	１回２時間まで	3,320円
テニスコート	多摩	１面１回１時間まで	990円
テニスコート 照明施設	多摩	１面１回１時間まで	1,050円

別表の２設備専用利用料の表中「１，２１０円」を「１，３３０円」に、「１，８１０円」を「１，９９０円」に改める。

別表の３個人利用料の表を次のように改める。

３　個人利用料

	金　　額

種　　別		午　前	午後１	午後２	夜　間
		9時～12時	0時10分～3時10分	3時20分～6時20分	6時30分～9時30分
大体育室 小体育室 第１武道室 第２武道室 研修室 第１研修室 第２研修室 第３研修室 軽運動室	６歳以上１８歳未満の者（小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）入学前の者を除く。） １８歳以上の学生	130円	130円	130円	130円
	１８歳以上の者（学生を除く。）	260円	260円	260円	260円

種　　別		基本料金	超過料金
トレーニング室（小学生（小学校に在学する者をいう。）が利用する場合にあっては、ボルダリングウォールに限る。）	６歳以上１８歳未満の者（小学校入学前の者を除く。） １８歳以上の学生	１人１回３時間まで 130円	超過時間３０分までごとに 21円
	１８歳以上の者（学生を除く。）	１人１回３時間まで 260円	超過時間３０分までごとに 43円
温水プール	３歳以上１５歳未満の者 １５歳以上の中学生（中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）に在学する者をいう。以下同じ。）	１人１回２時間まで 260円	超過時間３０分までごとに 65円

	１５歳以上の者（中学生を除く。）	１人１回２時間まで 660円	超過時間３０分までごとに 165円

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。